

函館市私学団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における教育に対し、私立学校が果たしている役割の重要性を認識し、より一層の私立学校教育または職業教育の振興に寄与することを目的に事業を実施する私学団体に対し、教育助長を図るため地方自治法第232条の2の規定により補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私学団体」とは、私立学校教育または職業教育の振興に寄与することを目的に事業を実施する団体で、おおむね次の実体を備えるもの

- (1) 定款、寄付行為に類する規約を有すること
- (2) 団体意志を決定し、執行し、代表する機構が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査する等の会計機構を有すること
- (4) その事業の成果が全市的視野に立って期待できる団体であること

(補助金の交付対象経費)

第3条 市長は、私学団体が教育振興の目的をもって行う次に掲げる事業に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- (1) 私学団体が行う事業および運営に要する経費
- (2) 各種大会並びに記念事業に要する経費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付事務については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。この場合において、函館市補助金等交付規則第22条の規定に基づき定めた様式のうち、共通第4号様式については、この要綱に基づき交付の申請または交付の決定をした補助金の額を合計金額とした収支予算書および収支決算書とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 3 年 1 月 6 日から施行する。